

議第5号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る
るその他処理施設の敷地の位置について

(特定行政庁：岐阜県知事)

令和4年12月12日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

建築第359号

岐阜県都市計画審議会

「その他処理施設」に該当する産業廃棄物処理施設の設置に係る建築許可にあたり、敷地の位置が都市計画上支障ないとする
ことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により諮
問します。

令和4年11月18日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る「その他処理施設」の敷地の位置についての概要

——— 可児都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について ———

1. 建築基準法(第51条)の概要

建築基準法(第51条)本文は、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物(第88条第2項に規定による工作物)は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築(用途変更を含む)してはならないとしている。

しかしながら、同条ただし書きで、特定行政庁が許可する際に、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないとした場合は、都市計画の位置決定を不要としている。

2. 対象施設(その他処理施設)とする根拠

廃棄物処理法施行令に規定する次の廃棄物処理施設が該当する。
(建築基準法施行令第130条の2の2)

その他の処理施設		処理能力	備考	
一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設	5トン/日以上のもの		
産業廃棄物処理施設	1) 汚泥の脱水施設	10立メートル/日を超えるもの	※該当	
	2) 汚泥の乾燥施設	10立メートル/日を	〃	
	3) 汚泥の焼却施設	5立メートル/日を	〃	
	4) 廃油の油水分離施設	10立メートル/日を	〃	
	5) 廃油の焼却施設	1立メートル/日を	〃	
	6) 廃酸・廃アルカリの中和施設	50立メートル/日を	〃	※該当
	7) 廃プラスチック類の破碎施設	5トン/日を	〃	
	8) 廃プラスチック類の焼却施設	0.1トン/日を	〃	
	8-2) 木くず・がれき類の破碎施設	5トン/日を超えるもの		
	9) 汚泥のコンクリート固形化施設	すべてのもの		
	10) 水銀等含む汚泥のばい煙施設	〃		
	11) シアン化合物の分解施設	〃		
	12) PCB汚染物等の焼却施設	〃		
	12-2) PCB処理物等の分解施設	〃		
13) PCB汚染物等の洗浄・分離施設	〃			
13-2) 産業廃棄物の焼却施設	〃			

3. ただし書き許可とする根拠

設置者が民間事業者であることにより、将来の情勢から移転又は廃止等が考えられること。

4. 申請敷地の概要

申請者	大王製紙株式会社 可児工場 工場長 田坂浩明		
用途	製紙工場及び産業廃棄物処理施設		
敷地位置	可児市土田字井ノ鼻500番 外58筆	敷地面積	220,752.54㎡
用途地域	工業専用地域(区域区分非設定)		
申請理由	その他処理施設の設置		

5. 申請(処理)施設の概要

建築基準法第51条	廃棄物処理施設(品目・能力)
対 象	【産業廃棄物】 ・汚泥の脱水施設(10,733.76m ³ /日) ・廃酸・廃アルカリの中和施設(4,316.40m ³ /日)

6. 建築物の概要

建築面積	77,161.25 m ² (建蔽率 34.95% < 70%)						
延べ面積	135,807.92 m ² (容積率 61.52% < 200%)						
建築物別概要	No.	棟名	階数	建築面積	延べ面積	高さ	備考
	①	脱水施設建屋東	2	440.74 m ²	861.03 m ²	16.550m	脱水施設
	②	脱水施設建屋西	2	166.65 m ²	333.30 m ²	12.650m	脱水施設
	③	高分子溶解室	1	17.40 m ²	17.40 m ²	5.670m	中和施設
	④	分析機器室	1	6.31 m ²	6.31 m ²	2.580m	中和施設
	⑤	用排水制御室	2	161.71 m ²	323.42 m ²	8.850m	中和施設
	⑥	備品・培養菌保管室	1	11.35 m ²	11.35 m ²	2.900m	中和施設
	⑦	No.1活性汚泥電気室	1	26.91 m ²	26.91 m ²	3.450m	中和施設
	⑧	No.1ブローア室	1	55.00 m ²	55.00 m ²	4.700m	中和施設
	⑨	分析機器室	1	3.24 m ²	3.24 m ²	2.530m	中和施設
	⑩	No.2活性汚泥電気室	1	20.16 m ²	20.16 m ²	3.160m	中和施設
	⑪	No.2曝気槽ブローア電気室	1	29.16 m ²	26.15 m ²	3.550m	中和施設
	⑫	No.2ブローア室	1	50.71 m ²	50.71 m ²	5.900m	中和施設
	⑬	分析機器室	1	3.02 m ²	3.02 m ²	2.600m	中和施設
	処理対象施設の計				992.36 m ²	1,738.00 m ²	-
その他工場等(116棟)の計				76,168.89 m ²	134,069.92 m ²	(最大) 41.850m	工場等
合計 129棟				77,161.25 m ²	135,807.92 m ²	-	-

7. 処理行為の概要

※運搬車両の搬入・搬出のかつこ書きは工場全体としての搬出入車両台数を示す。

運搬車両	種別	搬入	搬出	合計
	4 t車	1台/日 (40台/日)	— (5台/日)	1台/日 (45台/日)
	10 t車	3台/日 (236台/日)	— (261台/日)	3台/日 (497台/日)
	20 t車	— (158台/日)	— (-)	— (158台/日)
	計	4台/日 (434台/日)	— (266台/日)	4台/日 (700台/日)
処理品目	搬入品	<許可対象> 産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ (※汚泥は敷地内発生分のみで搬入無し) <搬入元> [廃酸] 電子部品等製造会社、化学製品等製造会社 (予定) [廃アルカリ] 大王製紙(株)川辺製造部		
	搬出品	・なし		
稼働時間	24時間稼働			

8. その他特記事項

<p>可児市の意見</p>	<p>申請地は非線引き都市計画区域における工業専用地域に指定され周辺には工場等が集積しています。申請地の北西には既存住宅地が立地しますが鉄道線路敷きで分断されており、学校、幼稚園、病院及び福祉施設などは一定の距離を保っています。</p> <p>搬入・搬出経路は、国道41号から歩道を有する県道及び市道などの幹線道路を通る計画であり、通学路に対しても配慮されており交通上影響ないと考えられます。</p> <p>既存工場排水処理施設等を産業廃棄物処理施設（中和処理施設及び脱水施設）に転用する計画については、従前から行っている工場排水処理の工程や処理量に変更がなく、申請書に添付されている生活環境影響調査結果書からも周辺の生活環境への影響は少ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、大王製紙株式会社が申請されている計画に関して、関係法令及び公害防止協定を遵守して事業を行うものについて都市計画上支障ないものと考えます。</p>
<p>廃棄物処理法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例に基づく手続きの終了通知（令和4年5月23日付け 廃対第20号の2） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による許可申請については、建築基準法第51条ただし書き許可と同日付けで許可予定
<p>他手続き等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定を可児市と締結済 （平成20年3月14日付け。平成21年6月30日、平成28年4月1日付けで一部変更あり） ・水質汚濁防止法第5条第1項の規定による特定施設（中和施設及び脱水施設）の設置に関する届出書を提出済
<p>その他</p>	<p>現状の製紙製造における排水処理では、有価物である薬品（酸・アルカリ）を使用して中和処理及び汚泥の脱水を行っているが、今回の計画は、廃棄物である廃酸・廃アルカリを使用して中和処理を行おうとするもの。</p> <p>現状で行っている中和処理及び汚泥の脱水施設の内容に変更は無いが、中和処理に廃棄物を用いることにより廃棄物処理法施行令第7条第一号及び第六号に該当する施設となるため、これに伴って建築基準法第51条ただし書き許可が必要となるもの。</p>

議第5号

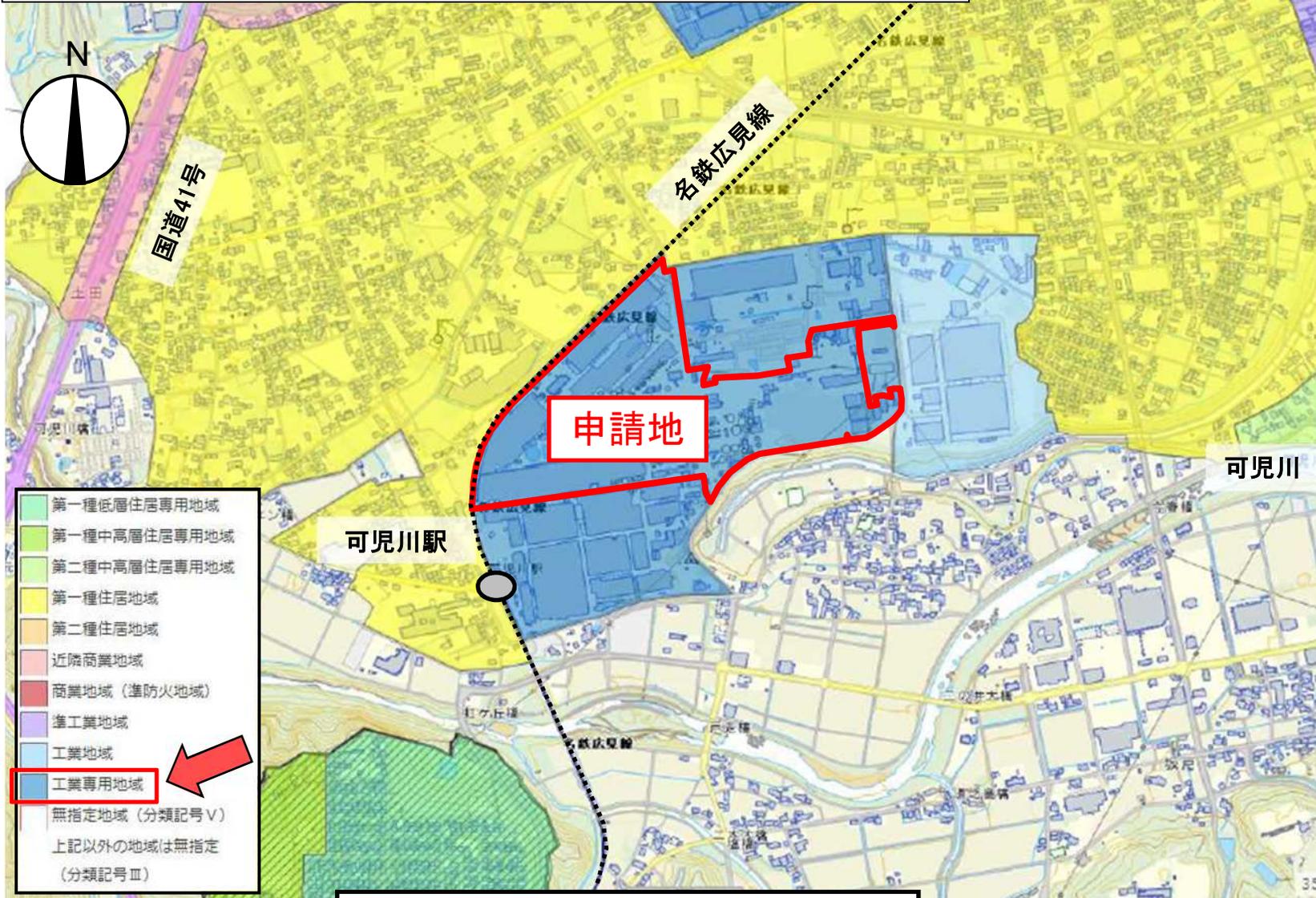
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



位置図

議第5号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



都市計画総括図(抜粋)

議第5号

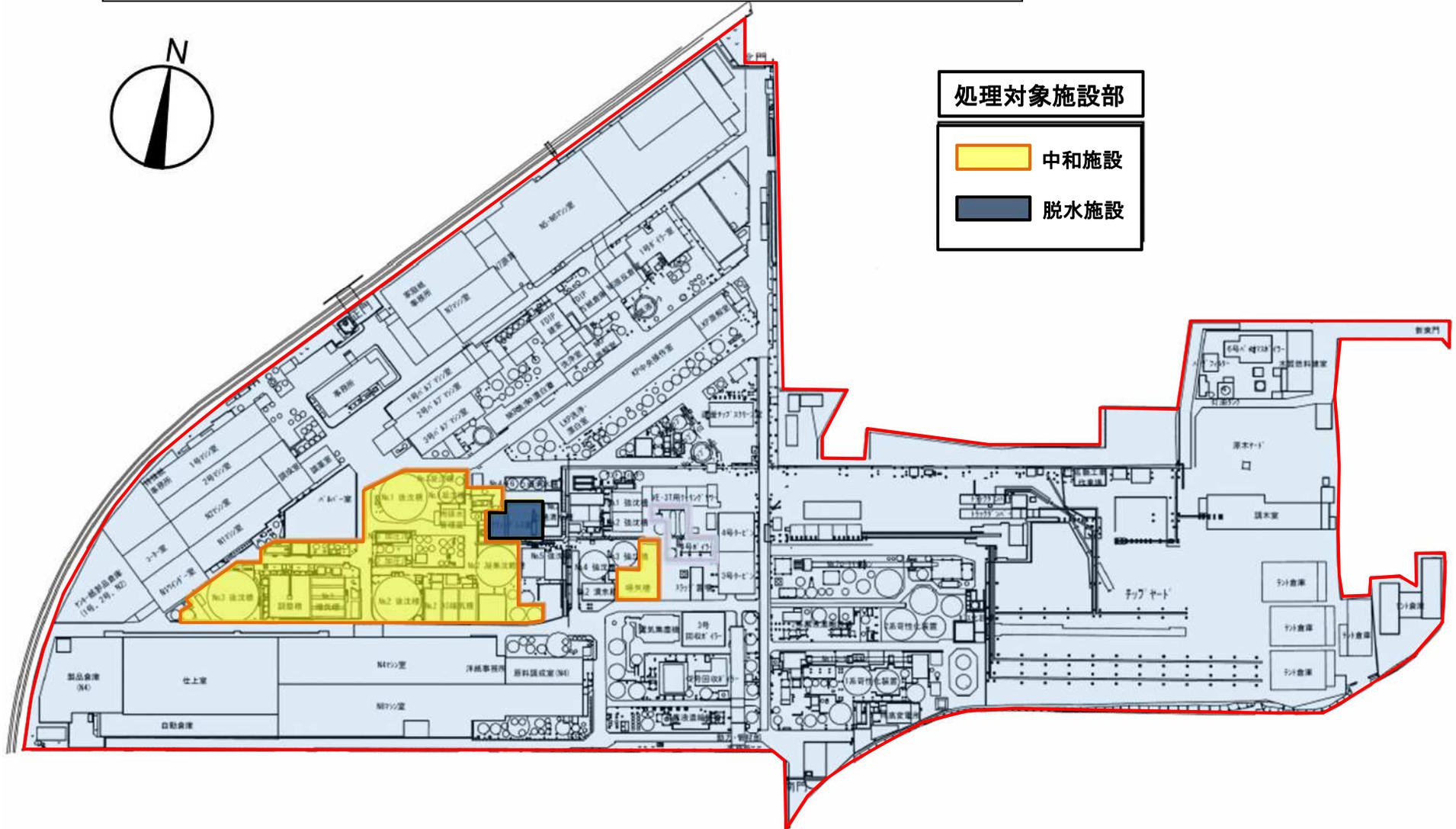
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



処理対象施設部

中和施設

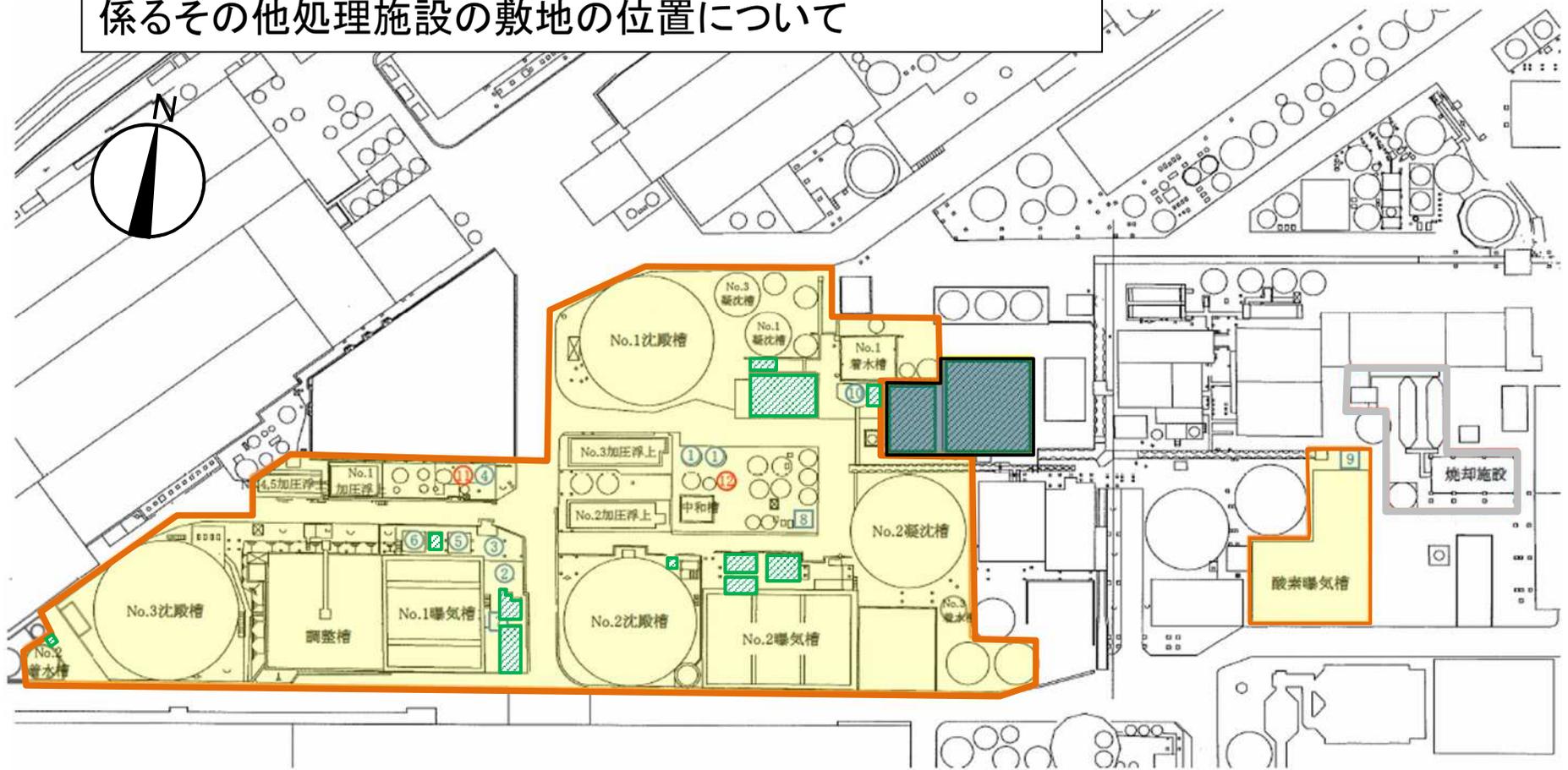
脱水施設



配置図

議第5号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



- : 中和施設エリア
- : 脱水施設エリア
- : 処理対象施設(13棟)

処理対象施設部 配置図